

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県 戸田市

2 構造改革特別区域の名称

国際理解教育推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

戸田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

戸田市は、東京都に隣接する都市でJR埼京線、東京外環自動車道（国道298号）により都心まで15分という便利な立地条件に恵まれ、印刷製本を中心とする工業・商業都市として発展してきている。特に、昭和60年のJR埼京線開通以降は、マンション建築が増加し、30歳代の子育て世帯が急増し、埼玉県の中でも住民の平均年齢が最も若い活力ある都市として発展している。

近年の社会のグローバル化は、戸田市においても例外ではなく市の人口111,051人に対して外国人が2,903人（平成15年3月1日現在）、その子どもで義務教育就学児は141人と増加傾向にある。

そのような中、戸田市は第3次総合振興計画において「在住外国人に暮らしやすいまち」をまちづくりのテーマの一つに掲げており、財団法人戸田市友好都市交流協会を中心として、国際交流や外国人に対する日本語指導教室、市内在住の外国人を講師に英語で戸田市を案内する国際ボランティア養成講座等、市民、行政、関係機関が連携してまちづくりに取り組んでいる。

また、戸田市では現在、オーストラリアのリバプール市と姉妹都市提携を、中国の開封市とは友好都市提携を結ぶなど、積極的に国際交流を進めている。

このような状況を踏まえ、戸田市では、国際社会の一員として積極的に世界の人々との交流を深めていくことができる人材の育成が重要課題であるととらえ、平成11年の戸田市友好都市交流協会の財団法人化を契機に『国際社会で活躍できる戸田っ子の育成』を進めている。また平成14年度には、この交流協会主催の海外体験学習事業によるオーストラリア、中国への中学生派遣事業も10周年を迎えることができた。

学校教育では、平成11年には全中学校に英語指導助手（ALT）を配置し、コミュニケーション能力の育成を図ってきた。教育委員会では、平成14年度より早期に英語に慣れ親しませるために小学校にもALTを派遣し、国際理解教育を進めてきている。

このように、市民、学校、行政が一体となって、英語が話せる市民の育成と活躍の場の設定、小学校での英語指導ボランティア通訳や国際ボランティア研修会等を開講して、友好都市、姉妹都市交流の通訳等の養成など生涯学習社会の構築に向けて積極的に取り組んでいる。

5 構造改革特別区域の意義

戸田市は、市民の平均年齢が若く、特に若い子育て世代層の市民が多い。

その地域特性から国際交流都市づくりを一つのテーマとしている。そして、それを実現するためには、これまでの国際化への取り組みを踏まえ、国際交流都市づくりをより全市民的なテーマとするため、具体的な方策を展開していく必要がある。

そこで重要なことは、次代を担う子どもたちに、国際感覚やコミュニケーション能力を早期に身に付けさせるといった、国際化への地道な下地作り、即ち「国際社会で活躍できる戸田っ子の育成」である。

こうした早期の英語教育への取り組みを契機として、関連する国際交流事業が活発化し、市民全体の国際理解、国際協調の必要性の理解が深まることによって、英語教育や国際交流に対する市民の関心が高まり、また、そうした事業の中で外国人へ日本文化を紹介する機会を通じて、生涯学習や人材育成という面での波及効果も伴って「市民一人ひとりが主役となる国際交流都市戸田」が実現されるものである。

6 構造改革特別区域の目標

戸田市では「国際社会で活躍できる戸田っ子の育成」を目指して、次代を担う子どもたちに、早期に英語に慣れ親しませ、国際感覚を身に付けさせるため、学校教育法施行規則及び学習指導要領の「教育課程の基準」の特例を導入する特定の区域を設け、市内全小学校で英語の授業を実施する。

小学校学習指導要領に英語教育は位置づけられてないが、外国語教育は、思考力の柔軟な小学生から取り組ませることが大切であり、ネイティブスピーカーのALTから生きた英語を学ぶことによって、国際理解やコミュニケーション能力が育まれ、文部科学省が打ち出している『英語が使える日本人の育成構想』に適うものとなり、全国へ波及する取り組みとなる。

そして、それに触発された市民全体が英語教育や国際交流への関心を高め、自ら主体的に様々な交流事業を展開することによって、地域の国際理解の進展や活性化を図ることを目的としている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小学校段階から英語に慣れ親しみ、英語の発音・発声における感覚を磨くとともに、英語による簡単なコミュニケーションのキャッチボールを習得し、小学校卒業時には音声面において英検5級程度のレベルをめざす。また、中学校においては、小学校での授業内容・レベルを踏まえ、英語によるコミュニケーション能力を一層高める内容も取り入れる。これにより、市の関連事業（ALTによる子ども英会話教室等）に対する参加意欲の高まりや、英語関連情報（テレビの英語番組等）の活用、英検等の受験者の増加につながり、経済的社会的な活性化を促す。

早期に英語やネイティブに慣れ親しみ、国際感覚を育むことは、外国人との交流や将来における留学、海外駐在などに際し、自信を支える要因のひとつとなり、国際交

流の場や国際舞台で臆することなく、主体的に活躍できる国際人の育成につながる。このような人材育成は、市の国際交流事業のみならず、長期的な視野に立てば、国際的な分野における企業活動や学問研究の活性化にも寄与する。

児童の英語学習により、その家族や地域においても国際交流や生涯学習、市の関連事業への関心が高まる。これにより、関連事業である中学生海外体験学習事業や市民代表の訪問団による国際交流事業など、市民レベルでの草の根的な国際交流が進み、市民の国際理解や人権尊重、国際平和などへの意識が深まる。また、英語学習や国際交流をきっかけとして、町会や自治会、あるいは同世代間という従来型のつながりを超えた新たなコミュニティの形成や人々のネットワーク化が図られることにより地域社会の活性化につながる。

英語学習や交流事業を通じて、市民の異文化に関する興味・関心が高まる。これは、世界の歴史や地理、人々の暮らし・習慣、時事的なニュースなどに対する理解の一助となり、また、実際に英語の話せる市民の増加も期待できる。これにより、外国人にも住みやすく、就労しやすい環境が生まれ、国際交流都市への進展が図られる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（番号 802）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

小学校における英語活動への取り組みが市民を触発し、市民レベルの国際交流活動が活発になり、英語に堪能な市民が交流事業のリーダーや英会話教室の講師として、また、小学校や中学校の授業のボランティアとして、その役割を担っていくことになる。このように特定事業と関連事業は、相互に関連し一体となって国際交流都市が実現していくこととなる。

(1) 関連事業

中学生海外体験学習事業（オーストラリアのリバプール市、中国の開封市）

毎年夏休みを利用し、市内中学2年生がホームスティしながら現地の中学校に通い、体験を通して、両市の国際親善を深めている。小・中学生の英語によるコミュニケーション能力が今後ますます高まり、現在の中学生のみの海外体験学習事業を小学生まで拡大する。また、パソコンを使ったメール交換やテレビ会議システム（平成16年度全校導入）による友好都市交流を実施しているオーストラリアのリバプール市内小中学校と本市の小中学校間で交流授業を実施する。このように学校同士の交流により子どもたちが積極的にコミュニケーションを図るようになる。

A L Tによる子ども英会話教室

長期休業期間中に小中学生のための英会話教室を開講する。夏季休業中などに6つの中学校区に会場を分けて、地域の小中学生の英語学習にA L T及び地域の英語が堪能な

市民を講師として活用する。これによって、A L Tと市民の交流や市民同士の交流が生まれ、地域の活性化にも効果が期待できる。

A L Tによる市民英会話教室

の市民向け英会話教室は、地域の公民館を会場としてA L Tや地域の英語が堪能な市民を講師として活用する。これによって、A L Tと市民の交流や市民同士の交流が生まれ、地域の活性化や国際協調の必要性に対する理解を高めることにも効果が期待できる。

外国人のための日本語教室

財団法人戸田市友好都市交流協会が主体となって、平成8年から始めた事業で、参加者の国籍も様々である。現在、戸田市立教育センターを会場に週2回50人が参加して実施されている。このように、市民を日本語教室の講師に採用することによって市民と外国人、また、外国人同士の交流が生まれ、さらに、こうした英語に堪能な市民や日本語を理解する外国人に、小学校の英語活動の授業や子ども英会話教室、市民英会話教室等の講師の役割を担ってもらうことにもつながる。

国際ボランティア研修会

財団法人戸田市友好都市交流協会では、市内在住の外国人の方を講師として、市民一人ひとりが外国からの訪問者を英語で案内できることを目標に研修をしている。今後は、英語に慣れ親しむ市民の拡大に伴い、小学校の英語活動の授業や子ども英会話教室、市民英会話教室等の人材育成の場として力を入れていく。

財団法人戸田市友好都市交流協会事業

財団法人戸田市友好都市交流協会では、市内在住の外国人と気軽にコミュニケーションがとれる「国際交流サロン」や様々な国の方を招待しての「国際交流パーティ」、オーストラリアのリバプール市、中国の開封市との市民レベルの交流等を主な事業としているが、特区により国際理解意識の高揚は学校教育のみにとどまらず、市民レベルの国際交流の機会が増えてくる。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

戸田市内全小学校

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体： 戸田市

(2) 事業が行われる区域： 戸田市内全小学校

(3) 事業により実現される行為や整備される施設等：

- ・ 小学校の「英語活動」のための英語指導助手（ALT）を派遣し、担任とALTによる全クラス週1回の「英語活動」の実施。初年度である平成15年度は、小学校3年生から6年生に、また、次年度以降は、実施可能な小学校から1, 2年生にも「英語活動」を実施し、最終的には市内全小学校の全学年で「英語活動」を実施していく。
- ・ 整備される施設はなし

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例の規制措置の必要性

現行の学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領では、「総合的な学習の時間」の中で、各学校が創意工夫し、国際理解教育の一環として、外国語会話の体験的な学習を行うことができる。しかし、これはあくまでも、「総合的な学習の時間」のねらいである「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。」を目指した学習であり、中学校で実施している英語教育ではない。

しかし、戸田市が実施しようとする「英語活動」は、早期に外国人から直接指導を受けることにより、英語教育に最も大切なヒヤリング能力、発音やリズムを重視したスピーキング能力を身につけ、外国人と臆することなくコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てるものである。このことが中学校の英語指導にもよりよい効果をもたらされ、戸田市が目指す『国際社会で活躍できる戸田っ子の育成』につながるとともに文部科学省が打ち出している『英語が使える日本人の育成構想』の中の「 . 学習者のモチベーション(動機付け)の高揚、英語を使う機会の拡充」実現につながるものである。

したがって、「教育課程の編制」及び「教育課程の基準」に特例措置を設け、小学校における英語教育として「英語活動」を可能とすることが必要である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

戸田市では、平和な社会を次の世代に引き継ぐため、平和を希求する都市づくりを目指し17年前に「戸田市平和都市宣言」を制定した。今日まで続く様々な国際交流事業は、このような地域の問題意識を基本に、行政、市民、財団法人戸田市友好都市交流協会等が連携し、「市民一人ひとりが主役となる国際交流都市戸田」の実現を目指し、様々な事業を展開している。

今後、さらに国際化のまちづくりを推進するためには、『国際社会で活躍できる戸田っ子』の育成が不可欠であり、小学校から英語教育を導入し、感受性豊かな小学校段階に外国人と直接ふれあう中で、英語に慣れ親しむ活動を授業の中で取り組む必要がある。

そして、規制の特例を導入し、学習指導要領に示されていない「英語活動」を市内の全小学校が実施することは、「学問の自由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養う」という教育基本法第2条、また、「国際協調の精神を養う」という学校教育法第18条第2号に通じるものである。

こうした体で覚える英語教育としての「英語活動」は、これからますます進展する国際社会で活躍できる日本人の育成を目指すという今日的な課題解決につながるものである。戸田市では、これからの日本を担う子どもたちが21世紀を生き抜くためには、国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力を身に付けることは、我が国が世界とつながり、世界から理解、信頼され、国際的地位を高め、一層発展していくためにも極めて重要な課題であると考え。戸田市のこうした取り組みは、全国への波及効果があるものと考えている。

以上のように本特区は、教育基本法及び学校教育法に示す教育の目標や憲法の平和主義、人権尊重の理念とも合致するものであり、戸田市民の子どもたちに国際感覚を身につけさせたいという期待に応え、『国際社会で活躍できる戸田っ子の育成』を目指すために、特区として、小学校から英語教育を実施することが必要であると認める。

なお、「総合的な学習の時間」や「生活科」を削減し、週1時間を「英語活動」に充てたとしても、「英語活動」の意義等を考慮すると、単に時間削減がなされたことだけでそのねらいが達成できなくなるものではない。「総合的な学習の時間」は、児童の課題意識を大切に一人ひとりが自ら考え行動する力を伸ばすというところに視点が置かれ、また、「生活科」は「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々とのかわりに関心をもち、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせる」というねらいで授業が展開される。コミュニケーションを中心とした英語の授業によって、生徒が積極的に発言し、自主的に授業に参加するとともに、「英語活動」は生徒が言語や異文化に対する興味・問題意識を抱く契機となると考える。また、生活科における「身近な人々」をグローバルに捉えさせることも大切である。このように「総合的な学習の時間」や「生活科」のねらいは、間接的に「英語活動」の意義とも重なる部分もあることから、時間削減は単なるマイナス要素で

はなく、「英語活動」の実施と一体で評価すれば、「自ら考え行動する力」、「自分と身近な人々とのかかわりに関心をもつ」など様々な観点との関連において相乗効果が期待できる。

(3) 取り組みの期間

まず初年度である平成15年度は、小学校3年生から6年生までの児童を対象に実施する。平成16年度からは、実施可能な小学校から1,2年生にも「英語活動」を実施し、最終的には全学年で「英語活動」を実施する。なお、平成18年度に事業についての評価・見直しを実施する。

取り組みの期間は、小学校1年生が中学校へ入学するまでの6年間で1つのサイクルとする。週1時間の英語活動ではあるが、発達段階に合わせ児童に過重な負担となることなく、より効果のある事業を目指す。

特例の認可が適用されるまでは、各学校においては、適用開始と同時に授業が開始できるよう計画等の整備を行う。また、児童に対しては、「英語活動」の開始に向けたオリエンテーションなど、準備的な授業を行う。

(4) 教育課程の基準によらない部分

- ・ 現行学習指導要領の「総合的な学習の時間」の中から各学年35時間を移行し、新たにヒヤリング能力、発音やリズムを重視したスピーキング能力育成を重視した「英語活動」を設け、小学校3年生から6年生まで週1回実施する。
- ・ 平成16年度より実施可能な小学校から1,2年生にも、「生活科」で「英語活動」を実施し、最終的には全学年で「英語活動」を実施する。

(5) 計画初年度及び次年度以降の教育課程の内容等

教育内容

音声を中心に英語による体験的な活動（英語による歌、ゲーム、簡単な挨拶やスキット、ごっこ遊びなど）を通じて、言語や文化に対する興味・関心や、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに中学校英語科への効果的な橋渡しを図ることをねらいとして指導を行う。さらに、ALTが1日その小学校に勤務し、休み時間や給食時間、学校行事など授業以外でも子ども達が英語を使う機会を設け、こうした授業外で英語が使えたという喜びや達成感を与える取り組みも重要である。

今年度は、英語活動指導法と小学校教員の指導技術の確立のため、小学校3年生から6年生までとし、各学年の指導内容や教材等の準備及び教員の資質向上を図る研修会を実施し、次年度以降は、今年度の成果を活かし実施可能な小学校から1,2年生を含め全学年で実施する。

なお、国際化に対応するためにはまず、日本人としてのアイデンティティの確立が重要であり、日本語教育とのバランスを考慮すると、授業という形で児童の英語に対する興味を触発するには週1時間程度が適切であると考えられる。

方法

平成15年度は、3年生から6年生まで週1時間、学級担任とALTによる共同授業を実施する。内容としては、授業の始めと終わりに体を使って楽しくできるやさしい英語の歌、語彙数を制限し、単語だけでなく単語の固まりである短い文の繰り返しによるゲーム、ALTによるやさしい英文で書かれた絵本などの読み聞かせなどを行う。

平成16年度からは、前年度に取り組んだ成果をもとに各学年の発達段階に応じて歌やゲーム、絵本などを準備して日本人教師が中心となりALTの支援を受けながら授業を実施していく。その際、児童の負担過重とならないように音声や全身を使った活動を行う。

意義

週1時間の授業ではあるが、継続的に英語を学び続けることは、英語の力を伸ばすこと及びその波及効果として、下記の点において成果が期待できる。

- ・ 日常の基本的なあいさつに加え、相手を気遣うやりとりや簡単なコミュニケーションのキャッチボールが5～6往復できる程度の英語力が身につく。また、文字に頼らずネイティブの発音を聞き、それをまねて発声することにより、英語特有の発音・発声に慣れる。これによりヒヤリング及びスピーキングの基礎となる英語の音声面における感覚を磨く。以上の6年間の取り組みにより、音声面において英検5級程度のレベルを目指す。
- ・ 英語という非日常的な道具を通して一人一人がコミュニケーションを行うことにより、児童が新鮮な気持ちで授業に望むことができる。これにより他の授業ではあまり自信が持てず、積極的に発言する機会の少ない児童でも学ぶことの楽しさや達成感などから学習意欲や自主性を持つことにつながる。また、コミュニケーションを中心とした授業を通じて、相手の話を集中して聞き、積極的に発言する姿勢を育てる。
- ・ 英語学習を通じて言語や異文化に対する興味・関心を喚起する。これにより、世界の歴史や地理、人々の暮らし、音楽などの芸術、時事的なニュースなどに興味を持つひとつの契機とする。また、これらのことは国語や日本の文化への関心や理解の一助となる。
- ・ 小学校からALTとの授業を実施することにより、中学校の3年間と合わせ、継続的に外国人との授業経験を蓄積することができる。これは国際社会を生きていく上での貴重な糧となり、外国人との交流や将来における留学、海外駐在などに際し、自信を支える要因のひとつとなる。
- ・ 学校における授業をきっかけとして、市の関連事業（ALTによる子ども英会話教室等）に対する参加意欲の高まりや、英語関連情報（テレビの英語番組等）の活用につながり、相乗効果が期待できる。また、児童の英語学習により、その家族においても国際交流や生涯学習、市の関連事業への関心が高まる。

また、「市民ひとりひとりが主役となる国際交流都市戸田の実現」という目標に向け、この事業はまさにひとりひとりが主役となるための基礎力を育む人材育成の根幹を担うものである。さらに、当該事業の推進は市の関連事業の効果的な実施の原動力のひとつであり、これらが両輪となることにより、より広い世代との協働による「国際交流都市戸田」の実現が可能となると考える。

小学校での英語授業実施後の中学への連携については、

- ・ 市内の全小学校で継続的に英語学習を行ったという下地があるので、出身小学校が異なっても、英語のコミュニケーションに関しては同程度の経験を積んでいることを前提にして授業計画を作成できる。また、小学校での授業内容・レベルを踏まえ、ALTの授業に関しては英語によるコミュニケーション能力を一層高める内容も取り入れ、生徒の話す力・聞く力の伸長に寄与する。

ということが考えられる。

また、中学校の3年間は本市の生徒が「国際交流都市戸田」の実現を担う人材となり、今後の国際社会で活躍していくための基礎力を完成させる極めて大切な時期である。そのため、特区事業として実施された小学校での授業を基盤とし、さらに英語によるコミュニケーション能力を伸ばすため、下記のように中学校の3年間においても継続して工夫した授業を行い、授業時間外についても市関連事業等によりサポートしていくものである。

- ・ 小学校時代に培った英語によるコミュニケーションへの関心・意欲を発展させるために、教科書の内容、文法の理解にとどまらず、生徒の英語への知的関心を高める副教材の活用を行うとともに、英語関連行事の充実やNHK語学講座等の利用促進により、授業時間以外にも生徒が英語と触れ合う機会、英語のできる喜びを実感できる機会を広げ、実用的な英語の習得に役立たせる。
- ・ 実用英語検定の取得など、目に見える形での目標の設定についても今後の授業の成果に合わせ、より明確に設定することが考えられる。また、市の関連事業についても生徒の英語レベルの向上や関心の動向を踏まえ、適宜見直し、充実を図っていく。

平成15年度の教育課程表（学校教育法施行規則第26条の2 別表第1（第24条の2関係））

区分	各教科の授業時数									英語 活動 の 授 業 時 数	道 徳 の 授 業 時 数	特別 活動 の 授 業 時 数	総合 的な 学習 の時 間の 授 業 時 数	総 授 業 時 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭 育	体 育					
第1学年	272		114		102	68	68		90		34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90		35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945